

先端設備等導入に係る固定資産税の課税標準の特例 提出書類チェックシート (令和 年度)

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例を受けようとする方は、本チェックシート(裏面あり)に必要事項を記入し、償却資産の申告書に添付してください。

1. 資産の取得時期の確認	当てはまる方に ○をつける	
資産の取得時期は令和5年4月1日以降である。 ※「 いいえ 」の場合はこのチェックシートは使用できません。 令和7年4月から令和9年3月分 または 令和5年3月以前分 をご使用ください。	いいえ	はい

2. 特例対象資産の要件の確認 【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に○をつけてください】																	
No.	確認内容	当てはまる方に ○をつける															
1	課税標準の特例を申告する資産(特例対象資産)は以下の要件に該当している。 (「 いいえ 」の場合は本特例措置の適用対象外です。)	いいえ	はい														
① 大津市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき<u>認定後に取得</u>したものであること。 ② 年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。 ③ 商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。 ④ 中古資産でないこと。 ⑤ 以下の表の要件を満たす償却資産であること。 <table border="1" style="width: 35%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">資産の種類</th> <th style="width: 25%;">取得期間</th> <th style="width: 50%;">一台又は一基あたりの取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td rowspan="4">令和5年4月1日 から 令和7年3月31日</td> <td>160万円以上</td> </tr> <tr> <td>工具(※1)</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備(※2)</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table> ※1 測定工具及び検査工具が対象です。 ※2 償却資産として課税されるものに限ります。				資産の種類	取得期間	一台又は一基あたりの取得価額	機械装置	令和5年4月1日 から 令和7年3月31日	160万円以上	工具(※1)	30万円以上	器具備品	30万円以上	建物附属設備(※2)	60万円以上		
資産の種類	取得期間	一台又は一基あたりの取得価額															
機械装置	令和5年4月1日 から 令和7年3月31日	160万円以上															
工具(※1)		30万円以上															
器具備品		30万円以上															
建物附属設備(※2)		60万円以上															
2	特例対象資産は補助金を受けて取得した資産ではない。 ※補助金を受けた資産の場合、償却資産申告書には、補助金を含め取得価額の全額を記載してください。 固定資産税には、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価額となります。	いいえ	はい														
3	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」に記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致している。	いいえ	はい														
※「 いいえ 」の場合はその理由(例:見積り価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額)を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。 (理由)																	
4	下記の3つの種類は全て一致している。 ・「先端設備等導入計画に係る認定申請書」に記載の『先端設備等の種類』 ・「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」に記載の『設備等の種類』 ・「償却資産申告書」の『資産の種類』 ※一致していない場合、書類の再提出が必要となる場合があります。 ただし、導入計画等で種類を『建物附属設備』として申請した設備については、償却資産申告書は『構築物』としてください。	いいえ	はい														

(裏面もご記入ください)

No.	確認内容	当てはまる方に ○をつける	
5	特例対象資産は、先端設備等導入計画の「2 計画期間」内に取得した資産である。 (「いいえ」の場合は本特例措置の適用対象外です。)	いいえ	はい
6	従業員への賃上げ方針の表明を行っている。 ※「はい」の場合「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」(写)を添付してください。	いいえ	はい

3. 特例対象者の要件の確認【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に○をつけてください】

先端設備等導入計画の申請者について、次のうち該当するものについて回答してください。 (「いいえ」の場合は本特例措置の適用対象外です。)			当てはまる方に ○をつける	
A 法人で	資本又は出資を有する場合	資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、資本金の額又は出資金の額は1億円以下である。	いいえ	はい
	資本又は出資を有しない場合	資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、従業員数は1,000人以下である。	いいえ	はい
B 個人の場合		資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、従業員数は1,000人以下である。	いいえ	はい
上記で「A 法人」に該当する場合は、以下についても回答してください。			当てはまる方に ○をつける	
資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、「みなし大企業※」ではない。 (「いいえ」の場合は本特例措置の適用対象外です。)			いいえ	はい
※「みなし大企業」とは… ① 同一の大規模法人に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 ② 2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人				

4. 必要提出書類の確認

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

【商工労働政策課に「先端設備等導入計画申請書及び添付書類に関する同意書」を提出している場合、No.2～5の書類は提出不要です】

No.	提出書類	チェック欄
1	償却資産申告書・種類別明細書(特例対象資産の摘要欄に「特例」と記入した。)	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ※「別紙 先端設備等導入計画」を含む	
3	先端設備等導入計画に係る認定書(写)	
4	先端設備等に係る投資計画に関する確認書(認定支援機関確認書)(写)	
(賃上げ方針を表明した場合)		
5	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)	
(リース資産で、リース会社が申告を行う場合)		
6	リース契約書(写)	
7	公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)	

計画を変更されたときは、変更前及び変更後の各書類を提出してください。

申請者 (先端設備等導入計画の認定を受けた事業者)

(住所)

(氏名／法人名)

担当者名 (

)

電話番号 (

)